

設楽町公告第18号

事後審査型一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和7年8月7日

設楽町長 土 屋 浩

1 入札に付する事項

案 件 番 号	202501000027
工 事 名 (業 務 名)	簡易水道配水管更新工事 (R7-1) (週休2日制)
路 線 等 の 名 称	
工 事 (業 務) 場 所	北設楽郡設楽町 田口 地内
工 期	契約確定日の翌日から令和8年3月24日まで
工 事 種 類	水道施設工事
工 事 (業 務) 概 要	配水管更新工事 L=565.5m HPPEΦ150 : L=286.5m HPPEΦ100 : L=286.5m HPPEΦ75 : L=127.1m HPPEΦ50 : L=139.9m ほか 推進工事 : 一式 水管橋更新工事 : 一式 消火栓設置工事 : 4基 空気弁設置工事 : 1基 既設弁筐撤去工事 : 一式 既設管撤去工事 : 一式 舗装復旧工事 : 一式 など
入 札 方 法 等	本入札は、一定の資格要件を満たした単体企業による制限付き一般競争入札で、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステムにより実施する。このため電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより利用者登録を行わなければならない。 その他詳細は、設楽町電子入札試行要領による。

2 入札者に必要な資格に関する事項

<p>共 通 事 項</p>	<p>(1) 本公告において、設楽町の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 (2) 本公告から契約の相手方の決定までの間において、設楽町から指名停止の措置を受けていない者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (4) 本公告から当該案件の落札決定の日までに、設楽町から「設楽町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成20年4月18日設楽町長・愛知県設楽警察署長締結）」及び「設楽町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年設楽町訓令第6号）」に基づく排除措置を受けていない者。</p>
<p>資 格 要 件 等</p>	<p>次の各号に該当すること。 (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、水道施設工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。 ただし、下請け代金の総額が五千万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。 (2) 本工事に係る入札による契約を締結する権限を有する建設業法上の営業所（本社、本店、支社又は営業所等）を町内に置く者又は新城市及び北設楽郡内に本社を置く者であること。 (3) 舗装工事における最新の経営事項審査結果通知の総合評点が800点以上であること。 (4) 建設業法第26条に定める水道施設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、請負金額が四千五百万円以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となる。 なお、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できる。 また、下請け代金の総額が四千五百万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となる。</p>

3 契約条項を示す場所及び日時

<p>場 所</p>	<p>設楽町本庁</p>
<p>日 時</p>	<p>本公告の日から入札日まで</p>

4 入札執行の場所及び日時

<p>入札書及び工事費内訳書の提出期限</p>	<p>令和7年9月11日 午前9時00分から 令和7年9月12日 午後4時00分まで なお、提出期間内に到達のない入札者は不参加とする。</p>
<p>開札予定日時及び開札場所</p>	<p>令和7年9月16日 午前9時00分 設楽町本庁総務課</p>

5 入札の無効に関する事項

<p>入 札 の 無 効</p>	<p>設楽町契約規則第11条及び設楽町入札者心得書第10条に該当する入札。 なお、電子入札の場合は、設楽町電子入札試行要領第15条に該当する入札も無効とする。</p>
------------------	--

6 入札保証金に関する事項

<p>入 札 保 証 金</p>	<p>免除</p>
------------------	-----------

7 契約書作成の要否

契約書作成要否	要
---------	---

8 その他必要な事項

予 定 価 格	落札決定後（入札事務整理後）公表
最低制限価格の有無	有
設計書及び設計図書の配布等	<p>(1) 本業務の設計書及び設計図書（以下「設計書等」という。）は、本公告日より、下記のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。</p> <p>ポータルサイト https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp （「入札情報サービス」-「入札公告」-「検索（調達機関は設楽町）」）</p> <p>(2) 本業務の設計書等入手した者について、電子入札サブシステムによる入札参加資格申込書を提出しない者は、入札に参加することができない。</p> <p>入札参加申込書の提出期限 令和7年9月9日 午後4時00分</p>
設計書等に関する質問	<p>設計書等に関し質問がある場合は、質問書を作成し総務課へ提出すること。提出は、メールまたはFAXとする。</p> <p>質問に対する回答は、ポータルサイト入札情報サービスの入札公告ダウンロードページに掲載する。</p> <p>質問書の提出期限 令和7年8月26日 午後4時00分</p> <p>質問書の提出先 設楽町本庁総務課 メール somu@town.shitara.lg.jp FAX 0536-62-1675（必ず電話で着信確認を行うこと）</p> <p>質問書に対する回答 令和7年9月2日</p>
入札参加資格の確認	設楽町事後審査型一般競争入札試行要領に基づき開札後に確認する。
落札者の決定	<p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とする。</p> <p>第一順位の落札候補者から入札参加資格要件等に基づき審査を行う。審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者へ通知するものとする。なお、落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。</p>
落札候補者が提出する書類	一般競争入札参加資格報告書
一般競争入札参加資格報告書の提出	第一順位の落札候補者は、一般競争入札参加資格報告書（様式第1）の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（設楽町の休日を含めない。）以内に提出しなければならない。
参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、当該理由について、書面により説明を求められることができる。なお、書面の様式は自由とする。

そ の 他	<p>(1) 入札執行回数は、1 回とする。 ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合に再度入札を行う。再度入札の回数は2回までとする。</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3) 入札にあたっては、入札書に表示された入札金額に対応した内訳書を添付して送信すること。この内訳書を送信しない者は、入札に参加することができない。なお、再度入札では内訳書の添付は不要とする。</p> <p>(4) 契約保証金 契約金額の100分の10以上</p> <p>(5) 議会の議決 要</p> <p>(6) 前払金については、設楽町契約規則第53条1項の規定により、契約金額が500万円以上のものについては、その4割（委託業務等については3割）を支払うことができる。</p> <p>(7) 本町に談合等の情報が寄せられたときは、入札の執行を延期若しくは中止することがある。</p>
-------	---